

未熟児養育医療給付事業について

1 未熟児養育医療とは

満1歳未満の未熟児（出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃん）が、指定養育医療機関で入院治療を受ける場合に、医療の給付を行う制度です。所得に応じて自己負担額が定められます。給付決定後に養育医療券を送付いたしますので、指定養育医療機関に提示してください。

2 未熟児養育医療の対象者

大津市に住所を有する未熟児で、出生直後に次に掲げる（1）または（2）の症状を有し、指定養育医療機関の医師が入院療養を必要と認めた者が対象となります。

（1）出生時の体重		2,000g以下
（2） 次に掲げるいずれか症状を示すもの	1 一般状態	(1)運動不安・けいれん (2)運動が異常に少ない
	2 体温	(1)摂氏34度以下
	3 呼吸器、循環器	(1)強度のチアノーゼ持続 (2)チアノーゼ発作を繰り返す (3)呼吸数が毎分50を超えて増加傾向 (4)呼吸数が毎分30以下 (5)出血傾向が強い
	4 消化器	(1)生後24時間以上排便がない (2)生後48時間以上嘔吐が持続 (3)血性吐物がある (4)血性便がある
	5 黄疸	(1)生後数時間以内に発生 (2)異常に強い

3 給付の対象

入院治療における医療費（診察・医学的処置・治療等）と食事療養費（ミルク代）について、所得に応じて定められた養育医療の自己負担額を除いた費用を、養育医療として給付します。

4 自己負担金

所得に応じて養育医療の自己負担額が定められますが、大津市の「（乳幼児）福祉医療費助成制度」により助成されます。ただし、健康保険が適用となる医療費が給付範囲となるため、おむつ代や差額ベッド代等の保険適用外のものについては自己負担となります。

5 申請時必要書類

①養育医療給付申請書・・・申請者（保護者）が記入

※申請書に記載された「扶養義務者」が「申請者」となります。

②養育医療意見書・・・指定養育医療機関の医師が記入

③世帯調書・・・申請者（保護者）が記入。医療を受ける方（お子さま）と生計を一にされている方全員（本人含む）を記入してください。

④医療保険者から交付されるお子さまの「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」の写し・・・

医療保険の保険者において、お子さまの扶養認定手続きを先に済ませてから申請してください。

新しい資格確認書等の作成に時間がかかる場合は後日提出で構いませんが、すべての書類が揃ってから養育医療券の交付となります。

※令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されており、医療保険者から健康保険証の代わりに「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」が交付されています。

⑤市県民税課税状況確認にかかる書類・・・下記の書類をご提出ください。世帯調書に記載されている18歳以上の方全員分が必要です。

令和6年7月1日～令和7年6月30日に入院の場合	
令和6年1月1日時点で大津市に 住民登録あり	同意書（扶養義務者全員の同意が必要）
令和6年1月1日時点で大津市に 住民登録なし	前居住地の発行する 扶養義務者の方全員の＜令和6年度市県民税課税(非課税)証明書＞
令和7年7月1日～令和8年6月30日に入院の場合	
令和7年1月1日時点で大津市に 住民登録あり	同意書（扶養義務者全員の同意が必要）
令和7年1月1日時点で大津市に 住民登録なし	前居住地の発行する 扶養義務者の方全員の＜令和7年度市県民税課税(非課税)証明書＞

●市県民税課税の基準日1月1日以降に大津市に転入された方は、本市では所得額の確認ができません。夫婦それぞれの市県民税課税（非課税）証明書を前住所地より取り寄せてください。

●6月から7月にかけて入院される場合は、令和6年度及び令和7年度両方の市県民税課税(非課税)証明書をとり寄せてください。

● 収入がない方（専業主婦など）で申告をされていない方は、所得額の確認ができません。市役所または支所で収入がない等の申告を済ませておいてください。

（ご家族が会社等でまとめて申請されている場合は、改めての申告は不要です。）

⑥生活保護に関する証明（該当者のみ）・・・生活保護法による被保護世帯である場合（生活扶助のほか医療扶助を受けている場合も含む）。

※賦課期日に大津市在住で、同意書により生活保護受給状況について代行確認することを同意している場合は省略できます（別紙同意書にご記入ください）。

⑦個人番号（マイナンバー）にかかる書類・・・6 個人番号（マイナンバー）についてをご確認いただき、必要書類をご提示ください。

6 個人番号(マイナンバー)について

『行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』により、未熟児養育医療給付のための申請書類にはマイナンバーを記載していただくとともに、申請者及び受療者本人もしくはその代理人の本人確認のために個人番号カード等をご提示いただく必要があります。

必要書類

下記の①、②及び③をご提示ください。（代理人の方がご提出される場合は、委任状も必要です）。郵送でご提出される場合は、書類のコピーを提出してください。

- ① 申請者（扶養義務者）の個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し
- ② 受療者本人の個人番号カード、通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し
- ③ 書類を提出される方の本人確認書類

顔写真入りの書類はいずれか1点確認	顔写真のない書類はいずれか2点確認
・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ 障害者手帳 ・ その他、氏名・生年月日・住所が記載され、かつ、顔写真入りの官公署発行証明書類	・ 資格確認書 ・ 国民年金手帳 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書 ・ その他、氏名・生年月日・住所が記載された官公署発行証明書類

※申請者及び受療者本人もしくは代理人以外の世帯構成員の方の個人番号カードのご提示は不要です。

7 その他

- 申請約 1 か月後に『養育医療券』を交付します。届き次第、医療機関に提示してください。
- 高額療養費が適用となる方は、ご加入の健康保険組合等へ事前に手続きを行ってください。
- 大津市の「（乳幼児）福祉医療費助成制度」については、あらかじめ、大津市保険年金課、または各市民センターで福祉医療費受給券の交付申請を行ってください。
- 指定養育医療機関の転院、申請後に加入している保険が変更になった場合は、再度申請が必要です。（※指定養育医療機関の転院をする場合の申請書には、転院を必要とする理由を記載した医師の証明書の添付が必要です。）

8 申請窓口

大津市母子保健課 管理助成係（平日：9時～17時）

（所在地）〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階

（電 話）077-511-9182

※郵送または、お近くのすこやか相談所でもご提出いただくことができます。ただし、すこやか相談所でのご提出の場合、申請の書類受け取りのみを行います（提出書類の確認は行いません）。

※提出いただいた書類について、後日お電話で確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。